

社会福祉法人小鳩保育園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人小鳩保育園の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

附 則

この規程は、平成29年 6月 14日より適用する。